

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する
申請書兼証明書

令和●年11月30日

世田谷区長 宛

〒154-0004

住所 世田谷区太子堂2-16-7

電話番号 03-3411-6653

申請者氏名 世田谷 太郎 (押印不要)

産業競争力強化法第18条第9項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第25項
1 支援を受けた創業支援等事業者をご記入ください。 (世田谷区産業振興公社、東京商工会議所世田谷支部、せたがや中小企業経営支援センター、世田谷信用金庫、昭和信用金庫 のうちいずれか)
2 受講された特定創業支援事業をご記入ください。 (ワンストップ相談窓口、創業セミナー、創業融資相談、事業計画策定時個別支援 のうちいずれか)

区分	創業支援事業	支援事業	内容、期間
経営	世田谷区産業振興公社	ワンストップ相談窓口	令和●年11月15日 ～令和●年11月22日 (2日間)
財務	同上	同上	令和●年11月29日 ～令和●年11月11日 (1日間)
人材育成	同上	同上	令和●年11月13日 ～令和●年11月13日 (1日間)
販路開拓	同上	同上	令和●年10月22日 ～令和●年10月30日 (2日間)

2. 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

商号（屋号） 世田谷商事株式会社

本店所在地 世田谷区世田谷4-21-27

3. 設立しようとする会社の資本額 300万円（株式会

4. 新たに開始しようとする事業の業種、内容

子供服小売業

5. 設立しようとする会社（事業）の設立の予定年月日 令和●年12月25日

6. 使用用途 (ア) 登録免許税 (イ) 創業関連保証の特例 (ウ) (ア)、(イ) の両方 (エ) その他

世田谷 第 号
 証明日：令和 年
 この欄は区で使用しますので、記入しないでください。
 申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

証明書の有効期間は、証明日から、次に掲げる日のうち最も早く到来する日までとする。

- (1) 特定創業支援等事業計画の計画期間終了日
- (2) 租税特別措置法第80条第2項に規定する期間の最終日
- (3) 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日